

令和6年12月18日
水管理・国土保全局河川計画課

気候変動を考慮して太田川^{おおたがわ}及び遠賀川^{おんががわ}水系の長期計画を変更しました ～流域治水の観点も踏まえた河川整備基本方針の見直し～

近年の水災害の頻発に加え、今後、気候変動の影響により更に激甚化するとの予測を踏まえ、治水計画を「過去の降雨実績に基づくもの」から「気候変動の影響を考慮したもの」へと見直し、抜本的な治水対策を推進することとしています。

このたび、太田川水系及び遠賀川水系の河川整備基本方針について、気候変動の影響による将来の降雨量の増大を考慮するとともに、流域治水の観点も踏まえたものに見直しを行いました。

引き続き各水系における河川整備基本方針の見直しを進めてまいります。

<河川整備基本方針変更の主なポイント>

- 気候変動の影響による洪水外力増大に対し、長期的な河川整備の目標流量である洪水の規模（基本高水）を変更しています。
- この基本高水に対応するため、河川で対応する流量（河道配分流量）、施設等で対応する流量（洪水調節流量）を検討しました。
- 加えて、基本高水を超える規模の洪水や整備途上の段階での洪水被害を軽減するため、流域治水の取組を推進する方向性として、民間等の雨水流出抑制の取組や森林整備等による土砂流出抑制の取組等を推進することを提示しています。

<関係資料の掲載先について（国土交通省ウェブページ）>

- ・「太田川水系及び遠賀川水系の河川整備基本方針」の本文

https://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/gaiyou/seibi/index.html#map

- ・社会資本整備審議会での審議経過

https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/shaseishin/kasenbunkakai/shouiinkai/kihonhoushin/index.html

【問い合わせ先】

水管理・国土保全局 河川計画課 河川計画調整室 課長補佐 梯、主任 齋藤

代表 03-5253-8111（内線：35352、35374） 直通 03-5253-8445

気候変動を踏まえた「太田川水系河川整備基本方針」変更の概要

- 長期的な河川整備の目標となる洪水の規模（基本高水）を基準地点玖村において、 $12,000\text{m}^3/\text{s}$ から $14,300\text{m}^3/\text{s}$ に変更し、この基本高水の流量を河道と洪水調節施設等に配分。
- 気候変動の影響による洪水外力増大に対し、流域治水の視点も踏まえ、流域全体を俯瞰した上で流域内の洪水調節施設や貯留・遊水機能の確保等幅広く検討を実施するとともに、河道配分流量の増大の可能性について、河川環境や河川利用、地域社会への影響等を総合的に勘案して検討した結果、洪水調節流量を $6,300\text{m}^3/\text{s}$ 、河道配分流量を $8,000\text{m}^3/\text{s}$ とする。
- 気候変動に対応した河川整備の加速化を図るとともに、既存施設の有効活用や災害リスクの高い区域の土地利用の抑制等、あらゆる関係者による流域治水の取組の更なる推進を図る。

位置図



河道と貯留・遊水機能確保による流量配分の考え方

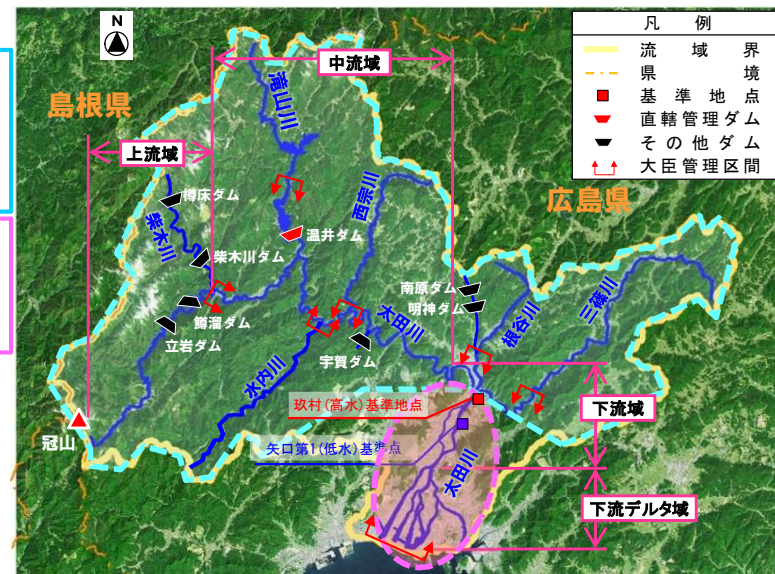
【中流域・上流域】

河川の両岸に資産が集積し、ゼロメートル地帯が広がる玖村地点より下流域での流量増大が困難であるため、既存ダムの洪水調節機能の最大限の活用や支川も含めた流域全体での貯留・遊水機能の確保の可能性を検討

【基準地点玖村より下流域】

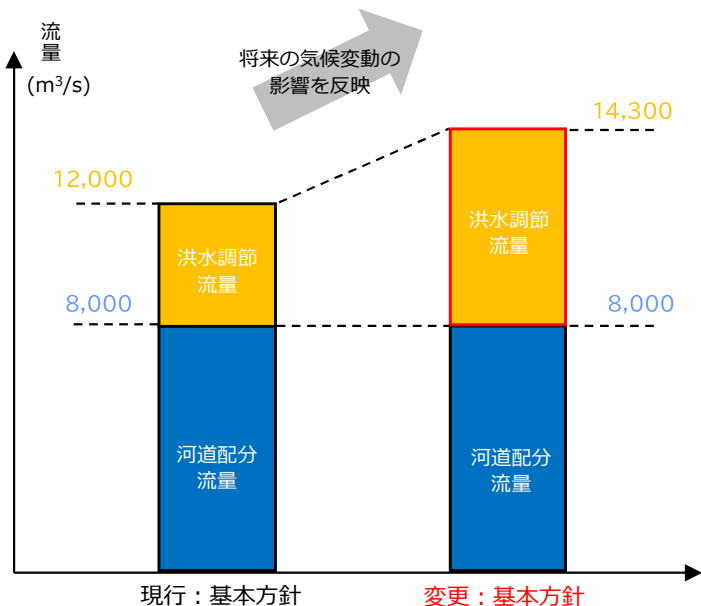
地域社会への影響や河川環境・河川利用への影響等を踏まえ、古川合流点から下流及び放水路の河道配分流量の増大の可能性を検討

下流デルタ域



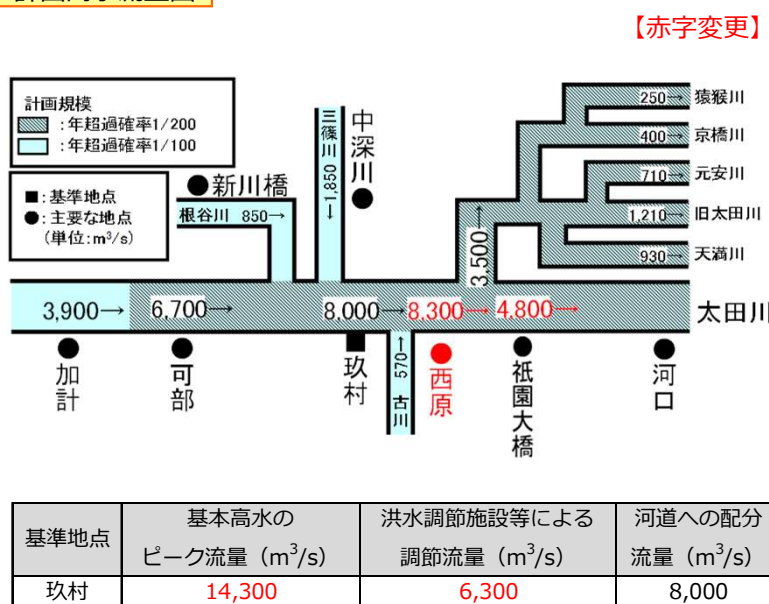
河道と洪水調節施設等の配分流量

<基準地点：玖村（1/200）>



※基準地点玖村の計画規模1/200は維持

計画高水流量図



増大する外力への対応

- 沿川の土地利用を考慮しつつ、支川も含めて流域全体で貯留・遊水機能を確保
- 既存ダムの洪水調節機能の最大限の活用も含めて貯留・遊水機能を確保
- 資産が集積するゼロメートル地帯であり、放水路及び市内派川からの氾濫・内水による浸水被害の最小化の取組を推進
- 古川合流点から下流及び放水路の流量を増大



気候変動を踏まえた「遠賀川水系河川整備基本方針」変更の概要

おんがわ

- 長期的な河川整備の目標となる洪水の規模（基本高水）を、遠賀川では基準地点日の出橋において $4,800\text{m}^3/\text{s}$ から $5,500\text{m}^3/\text{s}$ に変更し、基本高水の流量を河道と洪水調節施設等に配分。
- 気候変動の影響による洪水外力増大に対し、既設ダムの有効活用に加え、新たな貯留・遊水機能の確保、河川環境・河川利用や地域社会への影響等を総合的に勘案して検討し、遠賀川では河道配分流量を $5,200\text{m}^3/\text{s}$ 、洪水調節流量を $300\text{m}^3/\text{s}$ とした。
- 雨水貯留施設の整備や農業用ダム・ため池等の活用、治山・森林の整備・保全など、流域治水の取組のさらなる推進を図る。

位置図

遠賀川流域



河道と貯留・遊水機能確保による流量配分の考え方

【上流域】

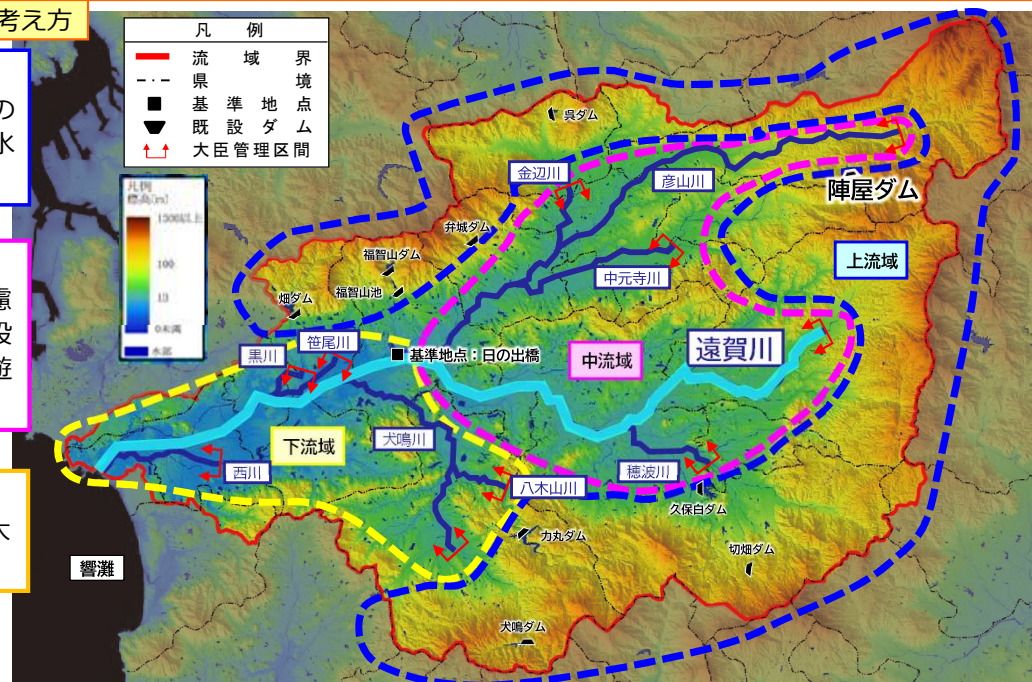
既存ダムの有効活用や新たな洪水調節施設の可能性など、本・支川を含めて、貯留・遊水機能の確保の可能性を検討

【中流域】

気候変動に対応するため、社会的影響を考慮した堤防法線の見直しや新たな洪水調節施設の可能性など、本・支川を含めて、貯留・遊水機能の確保の可能性を検討

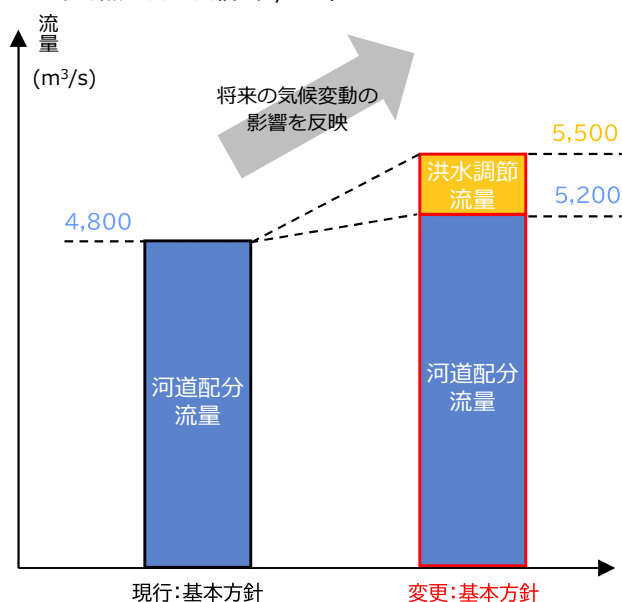
【下流域】

環境・利用等を踏まえた河道の流下能力増大の可能性の検討



河道と洪水調節施設等の配分流量

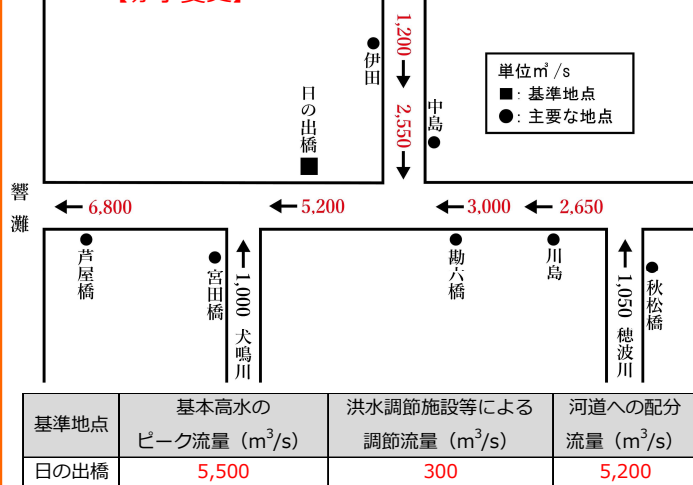
＜基準地点：日の出橋（1/150）＞



※基準地点日の出橋の計画規模は1/150を維持

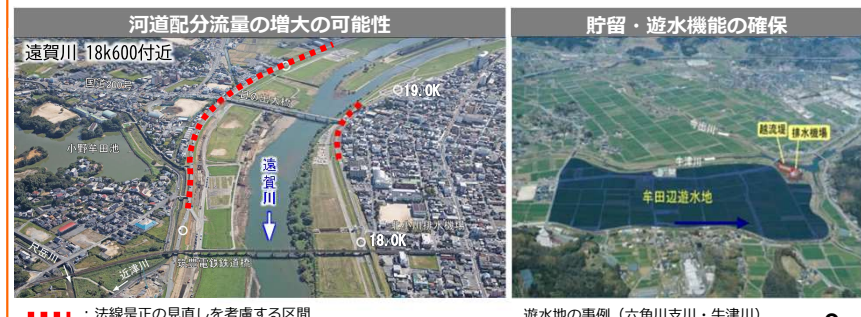
計画高水流量図

【赤字変更】



増大する洪水外力への対応

- 河道においては、動植物の生息・生育環境の保全・創出への影響に配慮しつつ、現況の河川幅が上下流に比べて狭い区間については法線是正も踏まえた引き堤を実施
- 既存施設の有効活用や新たな貯留・遊水機能の確保により、洪水調節機能の確保
- 気候変動を考慮した内水計画の策定を各自治体にも促していくとともに、流域全体で流域貯留の可能性を検討



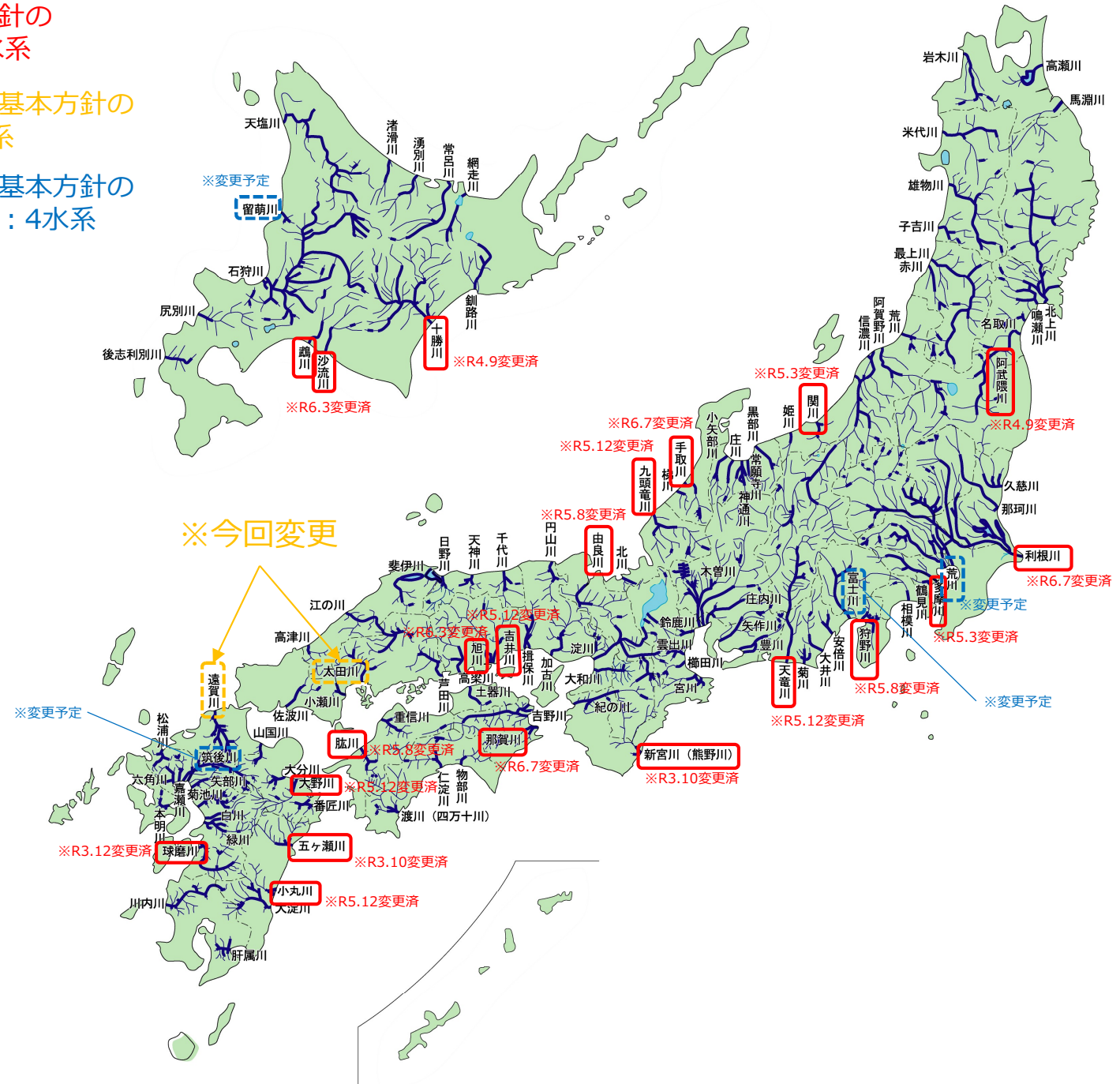
気候変動を踏まえた河川整備基本方針の変更予定水系

気候変動を踏まえた基本方針の
見直しを行った水系：21水系

今回、気候変動を踏まえた基本方針の見直しを行った水系：2水系

今後、気候変動を踏まえた基本方針の見直しを予定している水系：4水系

全水系数：109



河川整備基本方針と河川整備計画の概要

河川整備基本方針

長期的な河川整備の最終目標

○当該水系に係る河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

○河川の整備の基本となるべき事項

- ・基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項
- ・主要な地点における計画高水流量、計画高水位、計画横断形に係る川幅、流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

河川整備基本方針
の案の作成

意見聴取

河川整備基本方針
の決定・公表

(一級河川の場合)
社会資本整備審議会

(二級河川の場合)
都道府県河川審議会
都道府県河川審議会がある場合

河川整備計画

河川整備基本方針に従って実施する具体的な整備の内容
(計画対象期間 :20～30年間程度)

○河川整備計画の目標に関する事項

○河川の整備の実施に関する事項

- ・河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要
- ・河川の維持の目的、種類及び施工の場所

河川整備計画の
案の作成

意見聴取

学識経験を有する者

意見を反映させる
ために必要な措置

関係住民

意見聴取

河川整備計画の
決定・公表

(一級河川の場合)
関係都道府県知事

(二級河川の場合)
関係市町村長

河川工事、河川の維持

河川法(昭和39年7月10日法律第167号)(抄)

(河川整備基本方針)

第十六条(略)

2(略)

3 国土交通大臣は、河川整備基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会の意見を聴かなければならない。

4～5(略)

6 前三項の規定は、河川整備基本方針の変更について準用する。